

琉球大学学術リポジトリ

戦後沖縄社会と南洋群島引揚者 ー引揚者団体活動に注目してー

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学国際沖縄研究所移民研究部門 公開日: 2018-11-13 キーワード (Ja): 南洋群島引揚者, 南洋群島帰還者会, 南洋移民, 遺族, サイパン戦 キーワード (En): Repatriated People from Micronesia the Postwar Okinawa Society, Immigration to Micronesia, The war bereaved, The battle in Saipan 作成者: 大原, 朋子, Ohara, Tomoko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002010128

戦後沖縄社会と南洋群島引揚者 －引揚者団体活動に注目して－

大原 朋子

- I. はじめに
- II. 戦後沖縄における南洋群島再移民要請活動の展開
- III. 引揚者在外事実調査票からみるサイパン島引揚者の生活実態
- IV. 戦後沖縄社会への定着－「引揚者」から「沖縄県民」へ
- V. おわりに

キーワード：南洋群島引揚者，南洋群島帰還者会，南洋移民，遺族，サイパン戦

I. はじめに

現在のサイパン島，テニアン島などを含む旧南洋群島（現ミクロネシア）は第一次世界大戦後に日本の委任統治領となり，製糖業を中心とする産業への就労を目的に，日本人移民が，特に沖縄から大量に渡航した地域である¹⁾。同地域における一般邦人の常時約6割が沖縄出身者であったと言われており，1943年時には邦人約10万人のうち，約6万人が沖縄出身者だったことになる。彼らは「南洋は儲かる」という評判を頼りに，沖縄の困窮した生活から新天地を求めて移民した。

しかし，彼らの行く先に待っていたのは，つかの間の「豊か」な生活と，南進という国策そして戦争であった。サイパン島，テニアン島で繰り広げられた日米戦に多くの沖縄移民が巻き込まれ，犠牲となった。そして生き残った者も家族や財産を失い，身一つでそれぞれの故郷に引揚げていったのである。戦後沖縄へは旧南洋群島から約3万人が引き揚げたと言われている²⁾。

戦後沖縄には，約17万人の海外引揚者が帰還したといわれているが³⁾，この中で最も多いのが，南洋群島引揚者であった⁴⁾。

本稿は，この南洋群島引揚者に焦点を当てている。彼らは戦後南洋群島帰還者会（以下帰還者会とする）を結成し，引き揚げてきた地域への再移民を目指すという特異な活動を展開した。本稿ではそうした南洋群島引揚者の戦後史を，彼らが結成した帰還者会活動に注目しながら明らかにしたいと思う。

南洋群島引揚者並びに帰還者会の戦後を扱った先行研究には今泉裕美子の研究がある⁵⁾。ここで今泉は旧南洋群島からの引揚げの実態並びに帰還者会の組織化や敗戦直後の活動を明らかにしている。今泉は同論文で帰還者会が同地への再移民を目指して結成され，積極的に活動していったものの，沖縄がそしてかつての南洋群島であるミクロネシアが太平

洋上の重要な米軍基地へと仕立てられていく中で、活動の変更を余儀なくされた結果、再移民実現から慰霊やマイクロネシアとの交流を目的とする団体へと変化していったと指摘している。

本稿でも南洋群島引揚者による同地への再移民要請活動に注目し、新たな資料を用いることにより、なぜこの活動が始まり、支持され、展開していったのかを明らかにしたい。そして戦後60年にわたる帰還者会の活動とその変化を読みとくことで、戦後沖縄における南洋群島引揚者のあゆみを明らかにしたい。

II. 戦後沖縄における南洋群島再移民要請活動の展開

1. 敗戦直後における南洋群島引揚者

サイパン・テニアン戦が終了し、約1年間に及ぶ収容所生活の末、旧南洋群島から沖縄への引揚げが始まったのは、1945年の10月であった。故郷沖縄に到着した南洋群島引揚者は、まず沖縄戦により難民化していた沖縄住民と同様に収容所に収容され、その後米軍の施策により各々の本籍地へと送還された。

戦後沖縄における引揚者政策の特徴は、引揚者に向けた特別な施策がほとんど見られないということにある⁶⁾。GHQの援護方針自体が、生活困窮者全般に対する施策を趣旨としており、引揚者であるからといって特別扱いしない⁷⁾というものであったが、そもそも戦後沖縄では住民全体が難民化していたが故に、全住民に対する公平な無償配給を旨とする「島ぐるみ救済」が必要とされるような社会状況があったからである。

しかし、その後救済の対象は縮小され⁸⁾、「可動能力者⁹⁾」がいない世帯のみが救済対象となり、引揚者も他の住民と同様に引取り人もしくは本人に相当の資産がある場合には、救済対象にならないということになった¹⁰⁾。通常引揚者は引揚げによって経済的・社会的基盤の一切を喪失するという事情を背負っているが故に、特別な援護が必要とされるが¹¹⁾、戦後沖縄自体が沖縄戦による社会経済的な破壊を被り、沖縄住民も難民状態に置かれていたため、引揚者であろうとも戦災被災者であろうとも救済措置は均一の条件の下に講じられたのであった。

このように特別な援護を適用されなかった引揚者たちの戦後の生活の立て直しに貢献をしたと考えられるのが、米軍の施策によって行われた土地の割当である。

この土地割当とは、沖縄戦により地籍原簿の消失や地形の変形などによって土地所有関係の不明が生じ、さらに敗戦後の混乱と農業生産の減退に対処するための応急措置として1946年3月に米軍から通達・実施されたものである。その内容は、土地の所有者に関係なく、農耕地を分配するというもので、これにより本籍地に送還された引揚者は、他の住民と同様に土地の分配を受けた。

以上のような土地割当によって、故郷沖縄に土地を持たない多くの引揚者たちが一時的

ではあるが自作可能な土地を持つことができたのである。そしてこの農地を足がかりに、引揚者たちは戦後の生活を立て直していくことになったと考えられる。

ちなみに、沖縄社会にとって南洋群島引揚者は、どのような存在だったのだろうか。前述した通り、戦後沖縄は本島人口 30 万人に対して 17 万人という引揚者を受け入れており、「引揚者」という存在は決してめずらしいものではなかったと思われる。また沖縄戦への動員の結果、20 歳から 49 歳の人口、特に男性が極めて少なくなっていた戦後沖縄社会にとって¹²⁾、そうした年齢層を多く含む南洋群島引揚者¹³⁾は、貴重な労働力でもあったと思われる。

また南洋群島引揚者は、南洋で沖縄住民よりも先行して米軍統制下での収容所生活を体験していた。収容所生活や軍作業で得た経験や英語の知識などは、同じく米軍占領下に置かれた沖縄社会にとっても、今後の社会の行方を見通す上で重要な情報源にもなったと考えられる。そして引揚者個人にとっても、旧南洋群島での米軍占領下での生活は、皮肉にも戦後沖縄社会を生きていく上で役にたった一面もあったと思われる。各市町村で発行された自治体史では、南洋群島引揚者が、収容所生活で身につけた経験や知識(主に英語など)を活かして軍作業で活躍したという証言を多く目にすることができる。

以上のように南洋群島引揚者は、他の戦災被災者と同様に地域社会の復興を担う一員として、戦後沖縄での生活をスタートさせたのであった。

2. 南洋群島帰還者会の結成と再移民要請活動の展開

引揚げから約 3 年が経過し、引揚者各々の生活も少しずつ落ち着き始めた 1948 年に、南洋群島引揚者はサイパン島時代からの有力者である仲本興正¹⁴⁾を会長とし、南洋群島への再渡航要請を主たる目的とした南洋群島帰還者会を結成した。帰還者会設立当時の規約は不明であるが、沖縄海外協会発行の 1949 年 1 月 31 日付け「海外協会便り」によれば同会は、①満 17 歳以上の南洋群島帰還者を以て組織され、②南洋群島の資源を南洋群島帰還者及一般沖縄人の手によって開発し、以て沖縄人口問題の解決及び沖縄産業発展に貢献するという目的を持って組織されている¹⁵⁾。

この旧南洋群島への再移民という話は、戦後突如出てきたものではなく、引揚げ以前からあったものだった。米軍によるテニアン島占領後、米国企業が全労働力を沖縄出身者とする「大農園計画」をたて、テニアン島の沖縄県人指導者たちも合意したが、最終的にはまず沖縄に引揚げて家族の安否を確認してから再度渡航することになり、企業側からは、半年から 1 年以内にテニアン島に沖縄出身者を呼び寄せたいという意向が伝えられていた¹⁶⁾。帰還者会は、このような話を前提としつつ結成され、再移民要請活動を展開していた。

48 年の結成以降帰還者会は、GHQ の琉球局長が来島した際に、群島知事を通じて南洋

移民実現の請願書を提出したり、旧南洋群島のカトリック宣教師を通じて在グアム島南洋群島高等弁務官に陳情するなど、様々な機会を捉えては再移民実現を求めて請願活動を展開していった¹⁷⁾。しかしながらその請願に対する米国からの返答のほとんどが、再移民の願意は理解できるが、米国のみで措置することは出来ないためしかるべき時期が来るまで待つようにというもので、なかなか活動が進展することはなかった。

帰還者会が主導したこの旧南洋群島への再移民要請活動の特徴の一つとして、一引揚者集団の活動にとどまらず、沖縄全体を巻き込む活動へと展開したことがある。この背景には、過剰人口対策としての戦後移民論があった。戦後沖縄では、前述したような引揚げによる急激な人口増加により、未曾有の危機感がもたらされていた¹⁸⁾。さらにこの危機感を強めたのが、爆発的な人口増にもかかわらず、戦禍による土地の荒廃や米軍による土地接收により、耕地可能な面積が戦前の3分の2にも至らないという土地の減少であった。

この過剰人口の解決策として挙げられたのが、海外移民である。1950年3月に沖縄海外協会¹⁹⁾が実施した海外移民希望者調査では約17万人が海外移民を希望していることが明らかとなった²⁰⁾。この人数は引揚者数に相当し、1950年当時の沖縄人口の約24%に当たる²¹⁾。こうした大量の移民希望者を受け入れることができる地域として真っ先に挙がってきたのが東南アジアとミクロネシア、つまり旧南洋群島であった。その理由は、地理的近さ、沖縄移民が活躍したという歴史的経緯、そして同地の統治権を沖縄と同じく米国が握っているというものであった²²⁾。このような戦後沖縄の特殊な状況を背景に、旧南洋群島への再移民要請活動は、琉球立法院や移民促進大会²³⁾など帰還者会以外の場でも積極的に論じられていったのである²⁴⁾。

しかしながら、以上のような沖縄社会側の移民熱がありつつも、当時琉球政府が独自に移民を実現することは不可能であった。それは、琉球政府には移民希望者に渡航資金を貸し付ける財源がなく、そもそも海外移民に関して外国政府と交渉する権限がなかったからである。また、沖縄住民は旅券を日本からも米国からも発行してもらえず、無国籍状態であった。そのため、沖縄からの海外移民を実現するには米国からの援助が必要不可欠であった²⁵⁾。

そうした中、米国の全面的な支援を得て戦後初の大規模移民として実現したのが、1954年のボリビア移民である。ボリビア移民実現の背景には、米軍基地の恒久化に向けた新たな土地接收と土地を奪われた沖縄住民の不満の捌け口として、海外移民を積極的に推進しようとした米国側の思惑があった²⁶⁾。ボリビア移民の実現過程で、それまで暫定的にスウェーデン駐日代表部が発行していた沖縄住民の身分証明書が、正式に米国民政府から発行されるようになり²⁷⁾、移民希望者の啓蒙活動を担う沖縄海外協会の機関紙『雄飛』が発刊され、1953年には移民希望者への経済的支援策である移民金庫法²⁸⁾が公布されるなど、移民支援の制度が整えられていった。

そして、しかるべき時期がくるまで待つようにといわれていた旧南洋群島への再移民が突如として大きく進展し始めたのが 1953 年であった。旧南洋群島への移民問題に関して、米国民政府から琉球政府に対し、実現可能かどうか確かめるため調査するように指示されたのである²⁹⁾。

琉球政府からこの調査依頼を受けた帰還者会は、南洋群島引揚者の現況などの調査を行った。そしてこの調査結果は、米国民政府に提出され、さらにその後極東軍司令部に提出される運びとなったのである³⁰⁾。この調査では、南洋群島引揚者 22,888 人(4,061 戸)が対象となっていることから、約 33,000 人の南洋群島引揚者のうち約 88%がこの調査に協力したことになる³¹⁾。そしてこの調査の結果、対象者 22,888 人 4,061 戸のうち、約 94%が再渡航を希望しているという結果が導き出された³²⁾。

この時期に旧南洋群島への再移民について米国民政府から調査依頼がきた背景は何か。その背景の一つとして、同じ時期に始まっていた新たな土地接收の動きに注目したい。1953 年 4 月には、土地収用令が公布・施行され、翌年に「島ぐるみ闘争」を巻き起こす米軍による新たな土地接收が始まっていた。こうした状況を鑑みると、ボリビア移民が実現した論理と同様に、旧南洋群島への再移民が、新たな土地接收により、土地を追われた住民たちの居住地確保と不満の捌け口として位置づけられた可能性が考えられる³³⁾。しかしながら、この点については、米国側の資料を基に改めて研究する必要があるため、本稿ではその可能性を指摘するにとどめたい。

では、なぜ南洋群島引揚者の 94%が再移民を希望したのか。戦前に旧南洋群島へ大量の沖縄住民が移民した理由には、「ソテツ地獄」と言われる厳しい経済的な困窮があったが、戦後に再び南洋への移民を希望したのも、そうした経済的な理由によるものだろうか。

ちなみに同調査では、引揚者に各自の生活状況についても質問しており、その結果、生活状況を「豊か」としたのが約 7%、「普通」が 53%、そして「困っている」と答えたのが約 40%であった。一方、南洋在住時の生活については約 48%が「豊か」、「普通」が 51%となり、「困っている」としているとしたのは、約 1%であり、多くの引揚者が南洋と比べて沖縄での生活は「困っている」と感じていることがわかる。

では南洋群島引揚者たちが南洋時代よりも「困っている」と感じていた沖縄での生活実態とは実際どのようなものだったのだろうか。その生活実態を明らかにする新しい資料として「引揚者在外事実調査票」（1956 年、厚生省実施、沖縄県福祉援護課所蔵）を用い、なぜ彼らが再移民を希望したのかについて検証していきたい。

Ⅲ. 引揚者在外事実調査票からみるサイパン島引揚者の生活実態

1. 資料の紹介とその有効性と限界

南洋群島引揚者の生活実態を明らかにする資料として用いるのは、1956 年（昭和 31

年)に在外財産問題審議会の資料とするために厚生省によって調査された「引揚者在外事実調査票³⁴⁾」(以下「調査票」とする)である。

この調査票の集計・分析から旧南洋群島における沖縄県出身者の世帯と就業を明らかにした宮内久光によれば、この調査票は戦前に旧南洋群島に在住していた沖縄県出身者の約8割を捕捉している資料であるという³⁵⁾。

この調査票は、1945年8月9日現在、外地にあった世帯の世帯員について世帯主が代表して記入することになっており、当時の世帯主が既に死亡している場合や未帰還の場合または内地で軍人、軍属となりそのまま終戦時まで外地にいた場合は、配偶者、子、父、母、孫、祖父、兄弟姉妹の順位により代表者を選定して、その代表者が調査票を記入することになっている。

記入項目は①世帯代表者の氏名、現住所、本籍地、引揚後最初の住所、現在の職業及び勤務先、在外年数、②世帯員の状況そのⅠ(生存)の氏名、続柄、性別、生年月日、外地渡航年月、引揚出港地、上陸地、生活保護の適用の有無、現住地都道府県、③世帯員の状況Ⅱ(死亡)の氏名、世帯主との続柄、性別、死亡時の年齢、死亡年月日、死亡場所、④在外中の世帯主の職業状況⑤恩給受給状況である。

今回は、旧南洋群島の経済的な中心地であり、在留邦人数が最も多く移民の中心地でもあったサイパン島の引揚者3730世帯を抽出し、分析した。調査票の原本より転記してきた項目は①世帯代表者の現住所(市町村名まで)②本籍地(市町村名まで)③性別④生年⑤世帯数⑥現在の職業、勤め先⑦在外中の世帯主の職業⑧生活保護の有無の8項目である。

この調査は、残念ながら再移民要請活動が最も盛り上がった1953年から3年経過した1956年に実施されているため、ここから浮かび上がる生活実態は、53年時当時の生活状況を正確に反映しているとは断言できない。56年当時の生活実態は、53年と比べて向上しているという可能性も大いにありうる。また、この調査票で明らかになる生活実態は、世帯主のみであり、サイパン島引揚者の約5割程度であること、そして20代など若い世代のサイパン島引揚者が少ないという資料的限界もある。しかしながら、以上のような限界を持ちつつも、この調査票は現段階において南洋群島引揚者の戦後の実態を集団として掴むことのできる貴重な資料であるといえる。

このⅡ章では、1956年当時の生活実態を明らかにするために、調査票からサイパン島引揚者の職業分布、居住地域、そして生活保護の適用率を分析する³⁶⁾。そしてその生活実態を行政主席官房情報課『1957年度版琉球要覧』(琉球政府、1957年)や沖縄県商工労働部『沖縄県労働史第二巻一九五六～一九六五年』(沖縄県、2003年)といった資料を用いて当時の沖縄の社会状況と照らし合わせることで、サイパン島引揚者の位相並びにその特徴を明らかにしたい。

調査票の分析に入る前に、1956年における沖縄の社会経済状況を概観しておきたい³⁷⁾。

1956 年は、島ぐるみ闘争や比嘉主席急逝による当間重剛(元那覇市長)主席誕生、革新派の瀬長亀次郎那覇市長の誕生など、社会的・政治的な変動が多く見られた年であった。

一方、沖縄経済の状況は、所得水準に関しては、米国からの援助や米軍基地建設及び基地関連収入の増加により、戦前(1934～1936)の所得水準を 100 とすると、既に 127 に達するまで回復していた。しかし、沖縄経済は基地建設を中心とした建設業と第 3 次産業が中心となり、就業者の約半数以上を占める第 1 次産業や製造業は縮小しているというバランスを欠いた構造になっていた。こうした状況の中で勤労者世帯の家計収入における世帯主収入は実収入の約 7 割に留まり、勤労収入が支出を下回るという赤字の状況であった。1956 年当時は、前述したように統計上では所得水準が戦前以上になっていたが、沖縄の 1 人当たりの県民所得を日本本土と比べた場合、それは 6 割弱しかなく沖縄住民が生活の豊かさを感じられる段階ではなかったのである。

では以上のような沖縄の社会経済状況下で、サイパン島引揚者の生活実態とはどのようなものだったのか見ていきたい。

2. 引揚者在外事実調査票の分析－サイパン島引揚者を対象として

調査票の対象者はいったいどのような人々なのだろうか。男女比を見ると、サイパン島引揚者 3,730 人のうち 2,822 人(約 76%) が男性、908 人(24%) が女性となっている。次に調査対象者の年齢層は、40 歳から 49 歳までの年齢層が最も多く(1,122 人)、次いで 50 歳から 59 歳(828 人)、30 歳から 39 歳(808 人)、60 歳から 69 歳(375 人)、20 歳から 29 歳(280 人)、10 歳から 19 歳(100 人)、70～79 歳(56 人)1 歳～9 歳(1 人)、80～89 歳(1 人)、不明(152 人)である。

では、調査対象者が 1956 年時にどのような職業についていたかを見ていきたい。サイパン島引揚者全世帯主 3,730 人から 14 歳以上の就業世帯主 3,188 人³⁸⁾を抽出し、産業大分類を基準に集計してみると、農業が 62.5%、軍雇用が 10.8%、(沖縄全体では軍雇用がサービス業の中に含まれていると思われる。軍雇用とサービス業³⁹⁾を合わせた割合は 14.9%になる)、卸小売・金融保険不動産が 6.7%、建設業が 4.0%、製造業が 0.1%、運輸通信その他公益事業が 3.6%、漁業及び水産養殖業が 3.3%となっている。ここからサイパン島引揚者の 1956 年当時の職業分布については農業従事者が 6 割と最も多く、ついで軍関連を含むサービス業が多いという特徴を指摘することができる。

一方、1956 年 12 月における沖縄全体(14 歳以上の就業者 35,800 人)の産業分布を見てみると農林業が全就業者の 52.5%と最も多く、次いでサービス 16.7%、卸小売・金融保険不動産業が 12.4%、建設業が 3.6%、製造業が 5.3%、運輸通信その他の公益事業が 3.6%、漁業及び水産養殖業が 1.5%、その他 2.5%という割合になっている⁴⁰⁾。沖縄全体を見ても農林業が半数以上を占めるというのが最大の特徴と言えるだろう。

2つの結果を比べてみると、サイパン島引揚者世帯主の方が、農業の割合が沖縄全体よりも高くなっていることがわかる。この理由として、彼らの多くが元々同島で農業従事者であったということ、さらに引揚げにより戦前の職業に継続して就業できない者が農業へと職業を変更したことが考えられる⁴¹⁾。

また第1次産業(農林業・漁業・養殖・水産業)、第2次産業(建設・製造)、第3次産業(その他)それぞれの就業比率を比較してみると、沖縄全体では第1次産業が54.0%、第2次産業が10.7%、第3次産業が35.2%であるのに対して⁴²⁾、サイパン島引揚者は第1次産業が65.8%、第2次産業が4.2%、第3次産業が29.8%となっている。ここでも第1次産業への就業比率が沖縄全体よりも高い。さらに第2次産業に関しては6.1%、第3次産業について2.1%沖縄全体の数値と比べて低い。以上のことから、沖縄全体と比べてサイパン島引揚者世帯主の農業従事率の高さ、そして第一次産業へ、特に農業への偏りが指摘できる。

次にサイパン島引揚者世帯主の居住地域について、南部、中部、北部の地区ごとに集計してみると、中部地区に居住しているサイパン島引揚者世帯が3,730世帯中1,752戸(約47%)、南部が1,069戸(29%)、北部が843戸(27%)、その他が66戸(約2%)となっており、約半数が中部地区に居住していることがわかる。一方、沖縄全体の居住分布をみると、163,182世帯のうち中部地区が50,723戸(約31%)、南部が62,386戸(約38%)、北部が27,098戸(約17%)となっている。ここから、サイパン島引揚者が沖縄全体と比べて中部に集中して居住していることがわかる。この中部地区への集住は、前述したように、米軍の政策により本籍地に送還されたことによる⁴³⁾。ちなみに他の引揚者の居住地域は、台湾引揚者は宮古郡が最も多く、フィリピン引揚者は中部、中国引揚者、朝鮮半島引揚者ともに那覇市が最も多くなっており⁴⁴⁾、引揚者集団毎にその居住地分布に特徴があったことがわかる。

では、サイパン島引揚者世帯主の半数以上が従事していた農業は当時どのような状況に置かれていたのだろうか。資料として行政主席官房情報課『1957年度版琉球要覧』(琉球政府、1957年)を用いて、当時の農家経済状況を、特にサイパン島引揚者が多い中部地区に注目しながら見てみたい。

まず、自小作別農家戸数は1955年度の数字で全沖縄農家91,667戸中自作農が51,706戸(56.4%)、小作が11,498戸(12.5%)、自小作⁴⁵⁾が28,463戸(31.1%)と自作農の占める割合が高かった⁴⁶⁾。この結果は、調査票でほとんどの農業従事者の「勤め先」欄が「現住所」となっていたこととも合致している。次に経営規模であるが、5反未満の農家戸数が最も多く、全体の72.2%を占め、1町歩未満は17.6%、1町歩以上はわずか9.7%となっており、1農家当りの耕作面積は4.8反であった。これは戦前の6.5反に比して1.7反の減となっている⁴⁷⁾。また農家経営規模を地区別に見てみると、1954年当時北部が1

戸当たり 3.5 反, 中部が 2.2 反, 南部が 4.9 反となっており, 基地が集中する中部地区が最も少ない⁴⁸⁾。さらに, 中部地区の中でも軍用地面積の割合の多い北谷嘉手納村, 読谷村, 越來村, 宜野湾村などでは, 中部地区の平均耕地面積すら大きく下回るような厳しい状況⁴⁹⁾であった⁵⁰⁾。

こうした耕作面積の逼迫は当然ながら農家経済にも大きな影響を与えていた。農家の経済状況を同調査から見てみると, 1957 年 1 月分の沖縄全体 1 戸当たりの農業収入⁵¹⁾は平均 3,834 円であったが⁵²⁾, これを地区別にみると, 北部 3,405 円, 中部 2,244 円, 南部 4,045 円, 宮古 6,635 円及び八重山 5,272 円となっており⁵³⁾, サイパン島引揚者が集住する中部地区の農業収入は他地域と比べて低いことがわかる。

収入の低さは当然ながら経済余剰にも大きく影響を与えており, 全沖縄 1 戸当たりの農家経済余剰は平均で -1,607 円の赤字であったのに対して, 最もマイナスが大きい北部の -2,798 円について, 中部は 2 番目となる -2,678 円という状況であった⁵⁴⁾。

農業収入が全収入の 25.9%だったため, もはや農業だけでは家計を支えることができず, 兼業を余儀なくされていたことがわかる。このように専業農家が漸減し, 兼業農家, それも農業が主要収入ではない, 第 2 種兼業農家⁵⁵⁾が増加するというのは戦後沖縄農業全体の特色である⁵⁶⁾。

以上のことをまとめると, サイパン島引揚者世帯主の就業率が最も高かった農業は, 米軍基地による耕作地の減少を受けて, その経営は農業外収入をもってしても赤字状態であった。特に米軍基地の集中する中部地区の農家は土地接収の影響を最も大きく受け, 耕地面積は南部, 北部と比べて最も少なく, これにより農業収入も最も低い地域であった。そして農業だけでは生活できないために, おそらく賃金労働者として基地関連経済に取り込まれていったと考えられる。そうした中部地区にサイパン島引揚者世帯主の 47% (1,752 人) が集住していたのである。

最後にサイパン島引揚者の生活保護適用率を見ていきたい。この生活保護適用欄は, 引揚者在外事実調査日前 1 箇月 (1956 年 6 月) に生活保護を受けていた場合には有とし, 受けていなかった場合は無とすることになっている。

ちなみに沖縄では米軍占領下での島ぐるみ救済を経て, 1953 年 10 月に本土法に準じた生活保護法が公布されている⁵⁷⁾。この生活保護法は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して適用されることになっており⁵⁸⁾, つまりはこの生活保護適用率は, サイパン島引揚者の生活水準を示す一つの指標だと言える。

調査票の分析からは, 生活保護適用の有無が不明だった 148 世帯を除いた 3,582 世帯中 3,487 世帯つまり約 97% が生活保護の適用を受けておらず, 適用されているのは 95 世帯つまりは約 3% であるという結果が出た。この適用率が低いのか高いのかは, 沖縄全体の生活保護適用率と比較する必要があるが, 行政主席官房情報課『1957 年度版琉球要

覧』(琉球政府, 1957年)に記載されている全琉球世帯数163,182戸を分母とし、生活保護を受けている世帯8,600戸⁵⁹⁾を分子とすると、その適用率は約5%となる。ここからサイパン島引揚者の生活保護適用率は全体と比べて低い傾向にあるかあるいは全体と大差ないということが指摘できる。

3. 調査票の分析結果

本節ではこれまでの分析結果を総括し、そこから導き出されたサイパン島引揚者の生活実態から彼らが再移民要請活動を支持した理由を改めて考察したい。

サイパン島引揚者世帯主3,730人分の調査票分析から、農業従事者が半数以上を占めるという職業分布や生活保護の適用率は、沖縄全体の数値と大差ないということがわかった。この結果から、サイパン島引揚者が他の沖縄住民と比べて著しく困窮していたとは考えづらい。また約97%のサイパン島引揚者が生活保護を受けていなかったという数値から、彼らが公的な立場から必要最低限の生活以上であったと見なされていたということが分かる。

つまりサイパン島引揚者が戦後沖縄で生活することは「豊か」なものではないにしろ可能であり、1953年の調査で南洋群島引揚者の半数以上の者が生活程度を「普通」とした彼らの現状認識も、調査票から明らかにした生活実態と対応しているということができる。

全財産を喪失したうえ、外地で築いた地位や人脈なども失った引揚者という特殊の事情を背負っていたにも関わらず、それが他の沖縄住民との大きな生活程度の差に繋がらなかった理由は、彼らが引き揚げた先が、日米の地上戦によって社会的にも経済的にも徹底的な破壊に晒され、さらに米軍占領下という特殊な状況から戦後が始まった沖縄であったという事情によるだろう。こうした点は、東京や神戸など大空襲を受けた地域や広島・長崎といった原爆被害を受けた地域を除き、徹底的な破壊を受けることなく敗戦を迎えた本土地域へと引き揚げていった外地引揚者の状況とは大きく異なる点である。

ではなぜ必ずしも困窮していたわけではないにもかかわらず、94%もの南洋群島引揚者が、ある程度生活ができた沖縄から出て、再移民を望んだのかということが再び問題となってくる。

ここで注目したいのは、サイパン島引揚者の多くが米軍基地建設のための土地接收の影響を最も大きく受け、耕地面積は最も少なく、これにより農業収入も最も低い地域であった中部地区に集住していたという点である。前述した数値からも分かるように、サイパン島引揚者の多くが農業経営という観点からみると沖縄の中でも最も厳しい状況におかれていた。それは「豊かな」南洋の状況とは似ても似つかない状況であっただろう。おそらく彼らは、職業はなんとか確保でき、当面は暮らしていけるとしても、それらに対して不満や不安感を持っていた。そうした不満、不安感を解消するために、再び「豊かな」南洋

へ渡航することを求めたのだと思われる。第I章でも用いた「南洋帰還者調」からも、渡航を希望する者の52.5%が農業や水産業といった、かつての「豊か」な南洋時代に就いていたと思われる、第1次産業への就業を希望していたのだった。

そしてもう1つは、基地労働者としての生活不安である。生活費の補填のため、サイパン島引揚者もなんらかの形で兼業していたと思われるが、地域的な状況から見て、米軍基地労働者として働いていた者も多かっただろう。たとえ本人が働いていなかったとしても、家族などが米軍基地関連で働いていた可能性は高い。米軍基地経済に依存した歪な経済復興を遂げる沖縄の中で、生活していくことはできるものの、このまま基地労働者であり続けられたら自分たちに未来はないといった不安感、そして地に足をつけた生活として語られる移民先での農業経営への希望は、移民促進大会でも繰り返される言説である。

そして特に1953年当時には彼らに関連する2つの土地問題が発生していたことも指摘したい。その土地問題とは、新たな土地接收問題と割り当て土地問題である。

多くのサイパン島引揚者が居住していた沖縄県中部地区は米軍基地が集中していたが、そこに住んでいるということは、米軍によってわずかな土地さえいつ奪われるかわからないというような状況に晒されていたということである。

そしてもう1つの土地問題とは、1950年の土地所有権の認定によって問題化することとなった割当土地に関するものである。それらの土地は、前述したように土地の所有権とは関係なく割り当てられたが、1950年に開始された土地所有権認定の結果、割当土地利用者が所有者から土地譲渡の請求を受けるケースが方々で見られるようになり社会問題化していった。結局、膨大な数にのぼる土地所有権のない割当耕作者を、所有権を盾に駆逐することは事実上不可能であるし、実行したならば社会的混乱は必須だったため、割当地耕作者を保護しつつも、土地所有者の所有権行使に対しても一定の条件でこれを認める方向となった⁶⁰⁾。この米軍の施策によって行われた土地割当は、敗戦直後においては引揚者や沖縄住民の生活の建て直しに大きな成果をもたらしたものの、1つの土地に対して、所有者と耕作者が異なるという不安定な状況をつくることとなった。

以上のようにサイパン島引揚者は米軍による土地接收問題そして割当土地問題という2つの土地問題に関係し、土地に関して極めて不安定な立場にいたと考えられる。こうした状況の中で南洋群島引揚者の94%がかつての居住地への再移民を希望したのである。

IV. 戦後沖縄社会への定着—「引揚者」から「沖縄県民」へ

1. 再移民要請活動の停滞

帰還者会は1953年に調査結果を提出した後も、引き続き積極的に再移民要請活動を行っていたが、その後大きな進展はなかった。そしてとうとう1958年には米国民政府から琉球政府へ南洋群島への再移民不可の回答がもたらされることとなった。米国民政府は

「1. [旧南洋群島が] 国連の信託統治領で米国の一存だけでは解決できない。2. 米国内務省が管理し現住民の福祉を考慮している。3. 海軍基地は内務省 [ママ] 管轄下である。4. 沖縄人を許せば日本からの進出も考えられる⁶¹⁾」とし、旧南洋群島への再移民は困難であると琉球政府に通達したのである。

この再移民不可が決定された米国側のプロセスについては、この論文で明らかにすることは難しい。戦後マイクロネシアと呼ばれた旧南洋群島は、米国の信託統治下に置かれ、核実験などの軍事戦略の地として使用されていたため、1960年代まではアメリカ人を含む一般外国人の渡航が制限されるなど外部から遮断される状態が続いていた⁶²⁾。1963年にワシントンに提出されたソロモンレポート⁶³⁾によると、米国による信託統治は明確な目的をもたない曖昧なものだったという⁶⁴⁾。今泉が指摘したように、旧南洋群島への再移民は米国によるマイクロネシア政策との兼ね合いの中で最終的には実現しなかった。また一方で沖縄社会においても、土地闘争の終息という状況の変化があり、こうした変化が海外移民によってその批判の矛先をかわそうとした米国民政府の戦略に影響を与えた可能性も考えられるだろう。

1958年のこの回答以降、旧南洋群島への再移民要請活動は膠着していった。もし南洋群島引揚者が、経済的な理由だけで再移民を希望していたならば、その目的を達成できる他の移民先を選んだだろう。しかしながら、最終的にそうはしなかった。つまり、移民できるならばどこでも良かったのではなく、かつて居住した南洋だったからこそ、彼らは移民を希望したということだろう。

また南洋への再移民要請活動の進展を待っている間に、南洋群島引揚者も年をとり、次第に再移民が現実的な選択ではなくなっていった。既に沖縄社会に定着している若い移民2世代にとっても、旧南洋群島への再移民は魅力的な選択肢となり得ず、その活動を引き継ぐことはなかった。

このような移民熱の低下は、南洋群島引揚者だけではなく、1960年代以降日本本土への復帰運動に大きく傾いていく、沖縄社会全体も同様であった。1950年には人口の約24%が移民を希望していたのに対し、既に1957年の時点で人口の10%しか移民希望者はいなかった⁶⁵⁾。日本本土への復帰が現実味を帯び、本土への出稼ぎという選択肢が現れたことにより、敢えて言葉や生活習慣が全く異なる海外に移民する必要性がなくなったのだった。

そして1966年には本土復帰に先立ち、沖縄住民の海外移住及び渡航に関しては、米国ではなく日本政府の責任で行われることになり、米国民政府との共同歩調で勧められてきた沖縄海外移民事業が、完全に日本政府へと移管された。この際に、琉球政府は旧南洋諸島へは進出できない事情があるとして、別地域への移民を促進していきたい旨を日本政府に伝えている⁶⁶⁾。1948年から官民一体となり実現を目指した旧南洋群島への再移民であったが、この時点で既に琉球政府は同島への再移民を断念していたことが窺われる。

2. 「遺族」としての戦後

旧南洋群島への再移民を目的とした帰還者会は1958年の同島への再渡航不許可の返答以降、その活動が停滞していった。同会の目的が達成不可能となった今、活動の停滞は当然といえようが、さらに再渡航要請活動の先頭にたっていた帰還者会会長仲本興正が体調を崩したことも、そのことに拍車をかけたようである。

こうした中、帰還者会の活動と入れ替わるようにして1958年には「外地より引揚げた者の福利と厚生を図る⁶⁷⁾」ための沖縄外地引揚者協会(以下引揚者協会)⁶⁸⁾という新たな引揚者団体が結成され、在外資産獲得運動に加えて、海外墓参実現に向けて日本政府並びに米軍への陳情活動を展開していった。

引揚者協会が帰還者会とは異なり、引揚げによって生じた困難な状況に対する補償を日本政府や琉球政府に対して求めていったのには、1953年の戦傷病者遺族援護法が沖縄に適用されたことにより、日本政府から補償を得るという選択肢が現実的となったことが背景として考えられるだろう。在外資産補償運動の結果、南洋群島引揚者を含む沖縄の引揚者達は、戦後初めて「引揚者」という特別な括りの中で援護対象となっていったのである。

しかし、引揚者協会の活動を振り返ると、それほど求心力があったとは思わず、在外資産補償運動が停滞していくにつれて、引揚者達の協会への関心も低下していったようだ。そして再移民という目的を失った後、南洋群島引揚者たちを強く結びつけたのは、「引揚者」としてではなく、「地上戦体験者」そして「遺族」という点だった。そして、この「地上戦体験者」「遺族」であるということが、再移民の道を閉ざされた南洋群島引揚者の戦後沖縄社会における定着を促進させた一つの要因ともなったのである。

南洋群島引揚者の多くが体験したサイパン戦・テニアン戦での「集団自決」や日本軍による沖縄移民の虐殺といった住民犠牲の様相は、沖縄戦のそれと共通していた。その共通性により、南洋群島引揚者は自らを沖縄戦体験者と連なる地上戦体験者として、そしてその遺族として強く認識し、沖縄戦体験者による遺族活動に合流して行くのである。

こうしたサイパン・テニアン戦体験者が持つ沖縄戦体験との共通性は、戦後沖縄社会への定着に大きな役割を果たしたと思われる。それは沖縄戦体験を持たない者は、うちなんちゅではないと感じるほどに、戦後沖縄社会のアイデンティティー構築に沖縄戦体験が大きな影響を与えていたからである。ある台湾引揚者は、戦後沖縄を生きていく中で、この沖縄戦体験がないゆえの生きづらさがあったと語る⁶⁹⁾。米軍統治に対する抵抗や平和活動など戦後沖縄社会が取り組んできた活動の根底には、沖縄戦体験があった。沖縄戦体験を持たないものは、当事者としてそれらの活動に関われない一方で、南洋群島引揚者はたとえ長く沖縄を離れて生活していた、あるいは南洋で生まれ、戦後初めて沖縄で生活をはじめたとしても、サイパン・テニアン戦という地上戦体験を持っているということは、うちなんちゅとしての「資格」を満たしており、戦後沖縄社会が取り組んできた活動に当

事者として参加できたからである。

また、南洋群島引揚者の遺族活動を沖縄戦の遺族活動へ連動させていった、そのひとつの要因になったのが、戦傷病者戦没者遺族援護法(以下援護法)の適用である。1957年の援護法改正時には、一般住民であっても、「戦闘参加者」に該当すれば同法を適用することとしたが、その住民被害の類似性により、サイパン・テニアン戦遺族に対しても同様の措置が講ぜられた。沖縄戦遺族援護の根幹となる援護法に南洋群島引揚者も含まれることになったことで、沖縄戦遺族とサイパン・テニアン戦遺族との同調をより一層促していったと思われる。

また、沖縄では、1965年に「慰霊の日」が6月23日へと改められて以降、遺族にとって同日が特別な意味を持つようになるが、帰還者会も1963年に那覇市識名霊園内に南洋群島沖縄県人戦没者並びに開拓殉難者慰霊碑を建立して以降、1年に1回「慰霊の日」である6月23日にあわせて、式典を行うこととしたのである。

さらに、「記憶」「記録」という分野でも南洋群島引揚者は沖縄戦の遺族活動に組み込まれていった。1970年後半以降に展開した沖縄戦記録活動の中で、サイパン戦・テニアン戦は断片的に記録され始めたが、ここでも住民被害という両者の共通点が強調されたことにより、サイパン戦は沖縄戦の記憶の中に大きく組み込まれるのである⁷⁰⁾。

また沖縄では、1982年の教科書検定で日本軍による沖縄住民虐殺に関する記述が削除されるという事態に対して、戦争の事実が埋もれてしまうことへの強い抗議から、自らの戦争体験を書き残す活動が活発化したが、サイパン・テニアン戦体験者もそれらの活動に連動し、1986年にサイパン戦体験者の戦争体験を中心とした体験記録集『サイパン会誌 思い出のサイパン』を発行した。ちなみにサイパン戦の記憶が沖縄戦の記憶に組み入れられているのを象徴するかのようには、『サイパン会誌』が発行されたのは、沖縄戦終結の日とされる「慰霊の日」つまり6月23日であった。

法的にも、慰霊活動の面でも、そして記憶・記録の面でも、サイパン・テニアン戦体験者と沖縄戦体験者は連動していくことによって、遺族としての一体感を強めていったのだった。

3. 帰還者会の再組織化と活動の転換—移民2世による慰霊活動

帰還者会は、1963年の慰霊碑建立以降、年1回慰霊の日にあわせた慰霊祭を行うが、それは再移民実現を目指して大きく盛り上がったかつての活動とは異なり、会員同士の交流が主な目的とした穏やかな活動であった。しかし、この慰霊祭を通じた会員同士の交流が、その後新たな組織化を促すことになり、そしてその担い手は再移民要請活動を主導した移民1世代から移民2世代へと移っていった。

この移民2世達の活動は、彼らの生活が安定し始めた1960年代に、帰還者会とは別組

織になる各々の出身学校の同窓会結成から始まった。1960年初めには南洋庁サイパン実業学校やサイパン高等女学校⁷¹⁾、後にテニアン会の母体となるテニアン専修学校の同窓会が結成され、学校単位以外でも、南洋群島引揚者が最も多かった具志川市では、1964年に同市出身の引揚者による南十字会が結成されている。

以上のように、沖縄での生活が落ち着くとともに南洋群島引揚者がそれぞれに親交を深めながら、那覇市識名霊園での慰霊祭を中心とした遺族活動を続けていったのである。

そして帰還者会の活動に大きな変化が現れたのは、1970年代に入ってからであった。移民2世代を中心に、南洋墓参を自分たちの手で行おうという声が上がりが始め、ここから南洋墓参の主催実現とそのため各島の会結成という新しい動きが起こってくるのである。移民2世代たちのこうした発案の背景には、1969年の日米によるミクロネシア協定締結により、それまで立ち入りが制限されていたミクロネシアへの自由な渡航が許可されていたことがある。この協定締結以降、ミクロネシアへの日本の遺骨収集団や慰霊団、観光客、漁船員などの渡航が増加していった⁷²⁾が、南洋墓参自体は、こうした流れの中で既に1968年に引揚者協会による陳情の結果実現していたのである。

1973年からは、主催が引揚者協会から沖縄県遺族連合会、沖縄県、沖縄県議会へと移り、南洋墓参は続けられていたが⁷³⁾、1970年代後半にはいって、南洋群島引揚者たちはこの墓参を自らが行うため、その組織固めとして南洋群島の各島の会の結成を始めた。前述したように、こうした動きの中心となったのは、引揚げから既に30年が経ち、40代あるいは50代となった移民2世代の南洋群島引揚者であった。

1978年には、テニアン会が結成され⁷⁴⁾、1980年にロタ会、1982年にサイパン会、1984年にパラオ会が、そして1986年にボナベ会が結成された。このように島ごとの組織化が進められると同時に、1980年から南洋群島慰霊墓参は沖縄県、沖縄県遺族連合会と並んで帰還者会が主催者となり、以降南洋群島墓参に組織的に関わっていくこととなった。

1982年に結成されたサイパン会の会則ではその事業目的を「会員相互の親睦と友愛を深めるとともに相互に発展すること⁷⁵⁾」とし、その事業として「戦前、戦時中にわたる開拓殉難者及びサイパン島海陸において太平洋戦争の犠牲となられた方々の慰霊⁷⁶⁾」を挙げている。他の会もサイパン会と同様に、会員相互の親睦・発展を目的とし、事業に慰霊を挙げている。そして1983年には、1954年に再移民を目的として改定された帰還者会の会則が、戦没者並びに開拓殉難者の慰霊と旧南洋群島との親善友好を目的とした会則へと改定された。帰還者会は、この会則の変更によって名実ともに慰霊組織として再出発し、その活動を結成当時の再移民要請活動から慰霊事業へと大きく転換することとなったのである。

V. おわりに

南洋群島引揚者は、引揚げによる過剰人口問題と米軍による土地接収問題を背景として、戦後再び旧南洋群島への移民を目指して活動を展開した。本稿ではその理由を、「引揚者在外事実調査票」という新しい資料を用いて生活実態を分析・検証した結果、その理由は、経済的な困窮よりも、米軍基地が集中する中部地区への集住やそれゆえに困難を極めた農業経営、そして米軍基地労働、それらによる生活不安にあったと指摘した。

しかしながら、沖縄全体をも巻き込んだこの旧南洋群島への再移民要請活動は、米国のミクロネシア戦略との兼ね合いで最終的に実現せず、一方再移民を支持した移民1世代自身も活動が進展しない中で、高齢化が進み、米軍基地経済という不安定要素があるものの、日々生活を成り立たせることが可能な中では、困窮から逃れるための唯一の方法といっても過言ではなかった戦前の状況とは異なり、移民をあえて再選択する絶対的な必要性がなかったと思われる。

また、過剰人口問題の解決や米軍基地経済からの自立を目指して、旧南洋群島への再移民要請活動を支援した沖縄社会も、日本本土復帰による米軍基地経済からの脱出という新しい選択肢が現れたことにより、再移民熱は急速に低下していくことになった。そして、帰還者会も移民1世を中心とした再移民を目指す団体から、移民2世を中心とした慰霊活動を行う団体へと変化していったのだった。

南洋群島引揚者の戦後を明らかにすることは、引揚げによって、社会的・経済的な基盤を全て失うという特別な事情を持っていたにもかかわらず、南洋群島引揚者たちの戦後が、他の沖縄住民と同じスタートラインから始まったということそれ自体が、沖縄社会を徹底的に破壊した日米による地上戦、そしてそれに続く米軍占領という戦後沖縄の姿を改めて浮き彫りにするものだったといえる。

戦後沖縄社会の形成には、南洋群島引揚者以外にも、台湾やフィリピン、中国など様々な地域からの引揚者たちが深く関わっていた。今後こうした引揚者という視点から、戦後沖縄社会を照射しなおすことで、新たな姿が見えてくるのではないかと思う。

また本稿で使用した引揚者在外事実調査票は、厚生省によって全国の引揚者を対象とした調査で使用されたものであるため、この調査票を用いれば、戦後沖縄の台湾引揚者⁷⁷⁾やフィリピン引揚者はもちろんのこと、日本本土の引揚者の生活実態を明らかにすることや、引揚者間の生活実態の比較も可能である。引揚者の戦後の生活実態は、本稿でも明らかかなように、所属する各々の社会に大きく規定されているため、引揚者という視点から研究することによって、新たな戦後史の一面が明らかになるだろう。

付記

この論文は、2007年に一橋大学社会学研究科に提出した修士論文を加筆・修正したものである。この修士論文を作成するに当たって、ご指導いただいた一橋大学大学院教授中野聡先生、一橋大学大学院教授吉田裕先生に改めて感謝申し上げます。また調査にご協力いただきました沖縄県福祉・援護課ならびに琉球大学移民研究センターの皆様、そして南洋群島引揚者の皆様にも厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 1943年には、96,670人（現地住民人口52,197人）の日本人が在住していた。
- 2) 沖縄では1952年末までに沖縄本島を中心に約17万人（本島人口約30万人）の引揚者を受け入れている。
- 3) 安仁屋政昭「戦後の海外引揚げ」沖縄市企画部平和文化振興課『インヌミから50年目の証言』沖縄市役所、1995年、12頁。
- 4) 琉球文教局『琉球史料第四集』の中の「海外帰還者調」では地域別の外地引揚者人数が南洋群島が25,892人、フィリピンが5,248人、台湾が4,841人、朝鮮が138人、満州が1,966人となっている。
- 5) 今泉裕美子「南洋群島引揚者集団の団体形成とその活動－日本の敗戦直後を中心として－」（『史料編集室紀要』30号、2005年）。
- 6) ただし、引揚者は当座の生活資金として、引揚時に一般邦人1人につき1000円という制限付きの携帯金が許可され、沖縄の流通通貨と1対1の割合で交換された。台湾引揚者はこの携帯金の交換ができなかったため、一時特別な措置が講ぜられたが、これすらも社会事業の中では特異な事項だったという。琉球政府文教局『琉球史料第五集社会編Ⅱ』那覇出版、1988年、5頁。
- 7) 木村健二「引揚者援護事業の推移」赤澤史朗ほか『年報日本現代史10号』現代資料出版、2005年、132頁。
- 8) 中野育男『米軍統治下沖縄の社会と法』専修大学出版局、2005年、52頁。
- 9) 「可動能力者」とは、17歳～61歳の男女を指し、8歳以上もしくは4歳以下の子どもがいたとしても、子守がいれば可動能力者とされた。また非可動者は3歳以下の子持ち、または妊婦、「不具廃失者」とされた。
- 10) 琉球政府文教局、前掲書、5頁。
- 11) 本土への引揚者に対しては、厚生省や地方引揚援護局、恩賜財団同胞援護会などによる援護が行われていた。詳しくは前掲木村2005を参照のこと。
- 12) 新城俊明『高等学校 琉球・沖縄史』編集工房東洋企画、238頁。
- 13) 「在外事実調査票」を集計した結果、旧南洋群島の中で最も人口の多かったサイパン

島からの引揚者の年齢構成は、1946年当時において沖縄には少なかった年齢層であった20歳から49歳までの層が最も多いことが明らかになった。

- 14) 同会の初代会長である仲本興正(1891~1968)は、那覇市出身者で、沖縄で警察官を務めた後に、1923年に南洋庁に出向し、サイパン・ポナペ島で警察官を勤めた。その後も同県人会長などの要職を務めながら泡盛業、料亭業、新聞社など事業を拡大し、南洋群島の有力者となった人物である。沖縄へ引揚げ後も那覇の浮島ホテルを経営するなど、著名な実業家であった。
- 15) 那覇市市民文化部歴史資料室『那覇市史資料編第3巻5』那覇市市民文化部歴史資料室、2002年、214頁。
- 16) 今泉、前掲論文、2005年、16頁。
- 17) 仲本興正「南洋移民問題の経緯(3)」『琉球新報』1953年12月18日、朝刊。
- 18) 安仁屋、前掲書、12頁。
- 19) 1948年に引揚者が主体となって結成された。戦争により自然解消した沖縄海外協会が再興されたもので、移民事業の促進と民政府との協力、移民実現に向けての基礎調査、移民に対する教育の付与、海外諸国との連絡提携などが事業として掲げられた。
- 20) 琉球政府文教局、前掲書、108頁。
- 21) 1950年12月の国税調査では当時の沖縄人口は69万8,827人となっている。国際協力事業団沖縄支部『沖縄県と海外移住』1980年、63頁。
- 22) 琉球政府文教局、前掲書、108頁。
- 23) 移民促進大会は、沖縄海外協会のほか、帰還者会を始めとした引揚者団体、市町村議長会、琉球商工会議所、社会大衆党、民主党など様々な団体共済の元、1953年に第1回、1957年に第2回大会が開催された。
- 24) 移民促進大会の様子については詳しくは、社団法人沖縄海外協会『雄飛』(琉球大学図書館蔵)を参照。また筆者の修士論文では、移民促進大会の言説分析も行っている。
- 25) 雨宮和子「ポリビア沖縄計画移民の50年」山里勝己ほか『戦後沖縄とアメリカ - 異文化接触の総合的研究』琉球大学、2005年、336頁。
- 26) 同上。
- 27) 国際協力事業団沖縄支部『沖縄県と海外移住』、1980年、62~63頁。
- 28) 移民金庫法とは、移民資金が用意できない者に対して、必要な資金を貸し付ける法律である。ポリビア移民を念頭において交付されたものだが、旧南洋群島もこの法律の対象地域になっていた。貸付金の元金償還期間は東南アジア・南米・北米諸国が10年間であったのに対して、南洋群島諸島は6年以内とされていた。この法律は1960年7月に解消されている。
- 29) 立法院議事録によれば、この調査依頼はネブラスカ州選出共和党議員のエー・エル・

ミラー (Arthur・Lewis・Miller/1892—1967) 国内並びに島嶼問題委員 (Committee on Interior and Insular Affairs) 委員長が依頼したものであった。

- 30) 仲本興正「南洋移民問題の経緯(3)」『琉球新報』1953年12月18日、朝刊。
- 31) 『沖縄県史資料編 17 旧南洋群島関係資料』(2003)。
- 32) 同上。
- 33) 一方沖縄側では、軍用地問題の解決策として旧南洋群島への移民が議論されていたことが、琉球政府立法院の議事録で判明している。1955年に琉球政府立法院で議論された「内南洋への沖縄移民送出請願決議」において、西銘順二は、軍用地の拡大に伴って移民の問題が考えられているだから、この決議案は軍用地問題と関連させて作り直すべきだという主張を展開している。「第6回定例第8回内南洋への沖縄移民送出決議案」『琉球立法院会議録』目録番号 03271, 沖縄公文書館蔵。
- 34) この「引揚者在外事実調査票」は沖縄県福祉・援護課に原本が保管されており、同課協力の元、修士論文執筆に当たってこの調査票の転記を行った。
- 35) 宮内久光「旧南洋群島における沖縄県人の世帯と就業—引揚者在外事実調査票の集計と分析—」科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書『旧南洋群島における沖縄県出身移民に関する歴史地理学的研究』2000~2003年, 63~64頁。
- 36) なお修士論文では、戦前戦後の職業移動の様態、年齢別の職業分布、居住地域別の比較や分析、台湾引揚者との比較なども行っている。
- 37) 沖縄県商工労働部『沖縄県労働史第二卷一九五六~一九六五年』(沖縄県, 2003年)。
- 38) 3,730世帯から家事207人, 不明302人, 学生30人, 14歳以下3人を引いた人数。
- 39) サービス業の中に、医療10人, 飲食店22人を含む。
- 40) 行政主席官房情報課『1957年度版琉球要覧』, 行政主席, 1957年, 217頁。
- 41) 特に漁業関係者が戦後農業への転換を余儀なくされたケースが多い。
- 42) 沖縄県商工労働部「第1章1956年(昭和31年)」『沖縄県労働史第二卷一九五六~一九六五年』沖縄県, 2003年, 147頁。
- 43) 旧南洋群島へ移民には、沖縄中部に位置する現在の具志川市出身者が多かった。
- 44) 沖縄外地引揚者協会「昭和32年引揚者給付金等支給法に基づく受給者数」(大嶺真三氏所蔵)により作成。出典:琉球大学法文学部『戦後沖縄における台湾引揚者の生活史』(琉球大学法文学部, 2002年, 112頁)
- 45) 「自作」とは、全経営耕地が自己の所有地で、小作は全経営耕地面積が借入地によるもの、「自小作」は所有地、借入地の両方を兼ねて経営しているものである。
- 46) 行政主席官房情報課, 『1957年度琉球要覧』, 1957年, 218頁。
- 47) 同上, 217~218頁。
- 48) 与那国暹『戦後沖縄の社会変動と近代化—米軍支配と大衆運動のダイナミズム』沖縄

タイムス社，2001年，72～73頁。

- 49) 北谷嘉手納村の1戸当たりの耕地面積は0.9反，読谷村1.9反，越來村1.2反，宜野湾村1.8反であった。
- 50) 与那国，前掲書，72～73頁。
- 51) 農業収入の主なものは，甘藷収入(1,288円)，稲作収入(777円)，畜産収入(587円)などとなっている。
- 52) 行政主席官房情報課，前掲書，47頁。
- 53) 同上書，52頁。
- 54) 同上書，47頁。
- 55) 兼業農家は兼業部門の収入の大小によって，農業を主とする第1種兼業農家と，農業を従とする第2種兼業農家とに分類できる。
- 56) 与那国，前掲書，75頁。
- 57) 生活保護法は公布と同時に施行されるが，実際には生活保護法を運用する基本方針や保護の実施機関としての福祉事務所が整備された1954年後半から制度が動きだした。詳しくは，中野育男『米国統治下沖縄の社会と法』専修大学出版，2005年，65頁。
- 58) <<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S25/S25HO144.html>>accessed:2006/11/20
- 59) 行政主席官房情報課，前掲書，326頁。この8,600戸という数字は「第2表 生活扶助費家族構成類型別調」からとった。この統計上の戸数が1956年あるいは1957年の何月のものかは不明である。しかし，「第3表 保護の種類別扶助人身・割合及び被保護人員」では1956年6月の生活保護法被保護者実数が24,642人となっている。この人数が前述した「第2表」の人員人数24,566人，戸数にして8,600戸に近いので，1956年6月当時の被保護戸数もおおよそ同等の8,600戸になると考え，これを採用した。
- 60) 松田賀孝『戦後沖縄社会経済史』東京大学出版，1981年，157頁。
- 61) 琉球政府文教局，前掲書，108頁。
- 62) 小林泉『アメリカの極秘文書と信託統治の終焉 ソロモン報告ミクロネシアの独立』東信堂，1994年，15頁。
- 63) ソロモンレポート(正式名称:太平洋信託統治領への合衆国政府調査団報告書)は1963年にハーバード大学のA・ソロモン教授によって行われたミクロネシア現地調査に基づくものである。
- 64) 小林，前掲書，53頁。
- 65) 「一九五七年九月 移民希望者調査結果 統計基準課」R00008928B，沖縄県公文書館所蔵。
- 66) 「移住事業の本土との一体化について」R005348B，沖縄県公文書館所蔵。

- 67) 「沖縄外地引揚者協会関係綴」沖縄県公文書館所蔵。
- 68) この沖縄海外引揚者協会の前身は、1955年に設立された在外資産獲得期成会である。この期成会は在外資産補償請求運動を展開するために結成された。初代会長は、南洋群島帰還者会会長でもある仲本興正であった。1957年に引揚者給付金等支給法が制定されたが、在外資産そのものの補償には当たらないとしてさらにこの問題の解決を目指しての活発な運動へと展開していった。沖縄の期成会もこうした動きを受けて、1958年に沖縄海外引揚者協会へと発展的に組織を解消した。
- 69) ある台湾引揚者は、戦争体験を持っていないことに対する負い目と感じているといい次のように述べている。「戦争体験をしていない人と、沖縄で生き残った人のこっち(※自分の胸に手をあてて)の中はもう、違うんだなあ。そういういろんな苦しみを体験しなかったために罪悪感がある。(中略)申し訳ないって気持ちよね。苦労をともにしなかったっていうね。(中略)まァこれは外地、外地引揚げ者はみんなそういう気持ちを持ってる。」
- 70) 筆者は、津田塾大学学芸学部国際関係学科に2005年に提出した卒業論文『戦後沖縄におけるサイパン戦体験記録活動の展開—『サイパン会誌』の分析を通じて』でサイパン戦体験記録活動の展開を考察した。
- 71) 新沖縄フォーラム『けーし風 32号』新沖縄フォーラム刊行会議、2001年、23頁。
- 72) 桜井均『ミクロネシア・リポート非核宣言の島々から』日本放送出版協会、1981年、206～207頁。
- 73) 財団法人沖縄県遺族連合会『還らぬ人とともに』若夏社、1982年、234頁。
- 74) 沖縄テニアン会『記念誌はるかなるテニアン』テニアン2001年、279頁。
- 75) サイパン会誌編集委員会『サイパン会誌心の故郷サイパン第二号』サイパン会、1994年、10頁。
- 76) 同上。
- 77) 台湾引揚者の戦後については、琉球大学法文学部『1996年度社会学実習Ⅰ・Ⅱ報告書：沖縄における台湾引揚者の生活史』琉球大学法文学部、2002年を参照。

(おおはら ともこ・財団法人日本漢字能力検定協会)

Repatriated People from Micronesia in the Postwar Okinawa Society

Tomoko OHARA

The Japan Kanji Aptitude Testing Foundation

(The contemporary history in Japan)

Keywords: Repatriated People from Micronesia the Postwar Okinawa Society, Immigration to Micronesia, The war bereaved, The battle in Saipan

This paper aims to argue about repatriated people from Micronesia (former administrated islands by Japan in the pacific sea) in the postwar Okinawa society, especially focusing on a group made up to request of re-emigration to Micronesia. A Group, called “NANYO GUNTO KIKANSYA KAI (Returners society from Micronesia)”, organized by repatriated people in Okinawa 1949. It set up its purpose to re-emigrate to Micronesia and exploit resources of it by Okinawa people including themselves, thereby solving the population problem in Okinawa. This group, however, has changed its main activity from urging re-emigration to memorial activity for war victim. The reasons of this change are main issue of this paper.

The first issue is the reason why repatriated people strongly wished re-emigration. This paper approached it by analysis on a survey report by Japanese Ministry of Health and Welfare about living condition of repatriated people. It showed that they are not in poorer state of the economy than the other Okinawa People, so economic poorness can not be regarded as persuasive reason necessarily. Rather, re-emigration request came from conflict with the US military base. Their residence districts were the area that many military bases located, so they were suffered from some anxieties about, for example, condemnation of land etc. Re-emigration was an efficient idea to solve that sort of problems at one time for them.

The re-emigration project was, however, not achieved finally because of US Military strategy about Micronesia. The Aging of first generation, who were leading people of previous emigrants and also ardent advocates of re-emigration, encouraged this trend. Additionally, Okinawa's reversion to Japanese administration let them lose motivation. In this way, commit of memorial activity for war victim became main issue for KIKANSYAKAI conducted by new generations instead of re-emigration request.